

奈良県水道局水道施設運転管理業務委託 質問と回答

	質問事項	回答
1	<p>入札説明書 第18</p> <p>配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由とあります。その期間は競争入札資格確認申請書提出日から業務期間開始前日までであり、業務期間(令和7年4月1日から令和10年3月31日)ではないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>配置予定技術者の変更の期間については、お見込みのとおりです。</p>
2	<p>契約書 第3条 2頁</p> <p>主たる技術者の選任において途中交代は病休、死亡または退職等に限定されています。この場合、従事者は業務期間内の3年間は昇格がなく、業務への意欲が希薄になると推測されます。人材育成の観点から、業務期間内に主任者が水道浄水施設管理技士(2級)等を取得し、副総括責任者と同等以上の技量が認められる場合は、途中交代について貴局と協議できることをお認めください</p>	<p>主たる技術者の途中交代については、契約書第3条第3項に定めるとおり協議を行うことができます。ただし、途中交代の可否は、協議の結果を以て決定します。</p>

	<p>様式3 業務の実施方針、実施体制</p> <p>注釈が欠落していると思われます。以下の内容に沿って記載する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>注1. A4(片面)2枚以内としてください。文字の大きさは10.5P以上として下さい。 超過したページに記載された内容は評価対象外になります。</p> <p>注2. 図表中の文字の大きさは問わないが、判読困難である場合は、評価の対象外となります。</p> <p>注3. 記載する際には、別紙-1における判断基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。 他の欄に記載しても、評価の対象となりません。 なお各記載欄の大きさの配分は任意で設定していただいて構いません。また、記載欄の大きさの配分上、1つの記載欄が複数枚にまたいでも問題ありませんが、どの判断基準に基づいた提案か明確に判断できない場合は、評価の対象外とします。</p> <p>注4. 提出の際、「注意書き」は全て削除しても構いません。</p>	<p>注釈につきましては、お見込みのとおりです。</p>
4	<p>仕様書 第29条4(2) 13頁</p> <p>・送水管理業務(県域水道一体化関連に伴う運転管理・保全管理変更事項)の記載について、どのような変更を想定されているかご教示願います。</p>	<p>委託業務期間の間に県域水道一体化に伴う施設管理方針の変更及び施設数に変動が生じた場合において受注者と協議することを想定しています。</p>

5	<p>特記仕様書 活性炭注入設備点検 点検周期表</p> <p>桜井浄水場の活性炭注入量計(R7更新)1台、下市取水場のNo.1・No.2スラリー槽給水電磁流量計(R7.12更新)2台、No.1・No.2スラリー槽注入電磁流量計(R7.12更新)2台のメーカー及び型式をご教示願います。</p>	<p>ご質問の各電磁流量計は令和7年度に更新予定となっており、現状ではメーカー及び型式は未決定となっております。</p> <p>更新後は、既設メーカーから変更になる可能性があります。メーカー変更となった場合でも点検内容に変更ありません。ただし、交換部品のパッキンについては、既設メーカーを想定して設計していますので、設計変更の対象といたします。</p>